

香川県消費生活センターにおける個人情報の漏えいについて

1. 概要

本年2月5日（水）に香川県消費生活センターの職員（以下「職員」という。）が、消費生活問題に関する相談者（以下「相談者」という。）に対して債務の処理に係る文書をメールで送信する際、誤って別の相談者（以下「別件相談者」という。）のメールアドレスに送信していたことが判明しました。当該文書には相談者の住所、氏名等が記載されていました。

2. 経緯等

（1）発覚の経緯

本年2月6日（木）に職員が、別件相談者から、メールが誤って送信されている旨の電話連絡を受けたことにより発覚しました。

（2）漏えいした個人情報

相談者の住所、氏名及び相談に係る債務残高

（3）消費生活センターの対応

消費生活センター所長が、2月6日（木）に相談者に経緯を説明して謝罪するとともに、別件相談者にも謝罪し、送信済みメール及びメールに添付した債務の処理に係る文書の削除をお願いしました。

3. 原因

職員は相談者から受信したメールアドレスに返信メールを送信するところ、誤って別件相談者から受信したメールアドレスに送信してしまったことが原因です。

4. 再発防止策

改めて消費生活センターの全職員に注意喚起を行うとともに、外部にメールを送信する際には、複数の職員で確認することや、個人情報を含む文書をメールに添付する場合にはパスワードを設定することを徹底し、再発防止に努めます。